

誠実交渉のポーズ取り

7月6日(月)の団交(17:30~)

中心の議題は賞与の筈であった。ところが、「賞与は 0.7~0.8 ヶ月を考えているが、今日はこれ以上提案するものがないので、今日は団交を打ち切って、次回に具体的な提案をしたい」(中川専務理事)ということだった。組合は、「減額は受け入れられない。0.7~0.8 ヶ月は到底飲める水準ではない」として、再度の提案を要求した。組合は 7 年にわたって給与が改定されなかったことによる損失の補填を要求しているところであって、当然、賞与の更なる減額は断固拒否する。

7月8日(水)の団交(17:30~)

珍しく、中 1 日をおいての早い団交開催であった。しかし、賞与について、0.7~0.8 ヶ月に上乘せをする努力をしていると言うだけで、やはり具体的な交渉ができる材料は提示されなかった。結論が出るまで待っていると云わんばかりである。

この日は冒頭に、人事考課に関して大屋敷学長から説明したいということであった。昨年度、「2009 年度以降、賞与は、3 月支給を廃止し、夏冬 2 回にしたい。人事考課を見直し、それに基づいて賞与を支給したい」という話は出されていた。組合は「人事考課案を学長サイドで検討しているのであれば学長が団交に出席して説明をすべきだ」と主張していた。これまで具体的な提案はなく、組合は未だ協議には入っていない。今回の学長の説明は組合の要請に応じた形を取っているように見えるが、実は、説明の内容は全く空疎であった。すなわち、人事考課の見直しを行っているので何れ提示するというだけの話であって、昨年から一步も進んでいない説明である。

中 1 日の早い団交、学長の出席。これだけを見れば、いかにも法人側は誠実に団交に応じているように映るかも知れない。中川専務理事は「団交の仕方、こちらの姿勢がこれまでと変わってきたと思いませんか」と胸を張った。しかし、騙されてはいけない。これには法人側の魂胆があるのである。

現在進行中の 2 教授の解雇無効確認訴訟は大詰めを迎え、7 月 14 日に裁判所の和解勧奨が入る予定であり、9 月には判決が出る見込みである。この裁判で組合は、法人の誠実交渉義務違反を訴えている。今回初めての早い団交と学長の団交出席(なぜ学長は出て来て説明しないのかと聞かれ中川専務理事は、「嫌がっている」と答えていた)には、その実績を作ることにより、誠実に団交に応じているポーズを作り、裁判を有利に誘引しようという法人の打算が見える。カタチを整えて悪辣な内情を隠蔽するのが法人の常套手段である。しかも大抵、カタチは後から作るのである。別項に指摘した「ウソの分析」に通じるウソの構築である。実際、上述の 2 回の賞与交渉も学長の説明も空疎で、カタチばかりの茶番でしかなかった。法人は、「団交の仕方・姿勢が変わった」と本当に過去を改めるのであれば、仕方・姿勢だけでなく、様々な差別や組合敵視を、謝罪したうえで早急に是正せよ。直近について言えば、休日労働の賃金の明細を出し、2 月以降の未払いを精算することぐらいは簡単にできることではないか。懲りない面々である。

組合は、賞与交渉の材料となる財務資料の提出を要求しているが、法人側が今年度

に入って提出した資料は相変わらず、With 掲載の財務資料（大項目）と、2010 年度以降の入学者が薬学部で定員の 50%、未来創造学部で同 100%と仮定した場合の今後の学生数の推移（単なる算数の計算）、その他、教員 1 人当たりの教員数と入学志願者数推移、他の私立大学の収入状況と定員充足状況であって、とても賞与の交渉の基礎になり得る資料ではない。引き続き、詳しい財務資料の提出を求める。

ウソつきの分析

組合ニュース 285 号でウソという言葉が多用した。今回はこのウソについて分析してみたい。

ある命題があってその真偽がはっきりしているとき、それとは反対の主張をすることを人はウソと呼んでいる。ほとんどの命題は大まかに言って次の 2 種類に分類される。

命題 A：「このハンバーグは豚肉で作られている」（事実に基づく命題）

命題 B：「このハンバーグは美味しい」（人の主観や印象に基づく命題）

命題 A については、それが真の場合「このハンバーグは牛肉で作られている」と主張するのはウソツキということになる。ハンバーグ製造会社がこの虚偽表示を行えば詐欺罪となる。

命題 B はどうであろうか。これは人によって味の好み異なるから全員の意見が一致するとは限らないし、「私はウソを決してつかない」と公言する人でも少なからずウソをついてしまう命題でもある。すなわち、他人の家に招待されて食卓にハンバーグが登った場合、それを食した際にとっても不味く感じて、普通は「このハンバーグは美味しいですね」とウソをつくのである。

「ウソツキは泥棒の始まり」といわれるが、命題 B に関してはそれも方便として許されるケースは多々あるかもしれない。特に相手を傷つけないように配慮する場合はウソツキでもよいのではないか。

裁判や労働委員会などの争議ではこの二種のタイプの命題が混在している。争う両者がいくつもの命題の真偽について主張するのであるが、「立場が違うから」という理由で主張が対立することが可能なのは命題 B のタイプのみである。しかるに本学の場合は、事実を歪曲する、すなわち命題 A のタイプにおけるウソが多用されているし、命題 B のタイプであっても、結果として誰かを陥れるものである。「真理の探究」を目指す大学には誠に相応しくない。法人は建学の精神「自然を愛し、生命を尊び、真理を極める」を標榜しながら自らそれを蹂躪することを繰り返している。それは当然改善されねば本学に未来はない。

先日、埼玉県公益法人「さいたま住宅検査センター」の理事長と理事の高額所得が問題になり、是正されたという報道があった。理事長は年々役員報酬を増額し、2008 年度には埼玉県知事の年収の倍である 4400 万円になっていた。埼玉県の疑義照会・指導に対し、その理事長は「年俸を 960 万円に減額し、昨年の所得を全額返還する」と回答したそうである。「この理事長の 4400 万円が高過ぎる」という命題は命題 B のタイプに属するものであるが、世間一般の常識に照らし合わせて真とされ、是正されるのである。

本学の「理事長の 4 千万円あまりの役員報酬は高過ぎる」という命題に対して、法人理事の主張するところの真偽はいかがであろうか。

ウソつきの例

ウソつきの分析を受けて、本学で見つかったウソの実例を挙げてみよう。たくさんの実例が見つかるが紙面の関係で数例に限る。

右の写真は太陽が丘2号棟1階のエレベータの乗り口に置かれている立て看板である。「来客専用」と書かれ、「ルールを守ろう」と付記されている。果たして、誰が使っているのか。少し観察すれば来客の使用頻度は低く本学関係者の使用頻度が高いことに気がつくことだろう。「来客専用」を「口実」にして学生達の使用を排除し、「来客専用」と書いた側が独占的に使用しているのが実態である。来客の便宜を図ることは悪くはない。「来客も使っている」だろう。しかし、それは自分たちの使用の免罪符にはならない。



これは些細な実例ではある。「学生が使わないように、来客専用としておけば？」というぐらいの軽い気持ちの行為だったのかも知れない。目くじらを立てるほどのことはないと思う向きもあるかも知れない。しかし、ウソは泥棒の始まりと言うがごとく、鼠穴が堤防を流すがごとく、そのケジメをつける意識の低さが、これまで何度も繰り返されてきた「やってはならない」行為の原因となっていると思われるのである。欺瞞は欺瞞である。その異常さに思いを致さない限り、ウソつき体質は直らない。本学では異常が日常化してしまっていて感覚がマヒを起こし、おかしいことがおかしいと気づかなくなっていることが多いのではないか。

話替わって薬局研修。当初は「出向」だったが、研修に変わり、「理解していただける人に」が実質、業務命令に変化した。「研修」は、まるで、実態が「職員専用」であるエレベーターを「来客専用」と言いなしているのと同じに見える。「薬局委員会」なるものが設置されたいが、そうなると思えば、益々、組織的粉飾の様相を呈する。

中労委の和解についても同様の塗り込み行為があった。すなわち、法人は、和解条項を和解締結後にねじ曲げようとしたのである。同様の法人の歪曲行為は、組合ニュースを読み返すと何度も目に留まる。例えば同第167号では、初谷教授の地位保全仮処分命令決定書の内容を歪曲した状況を明瞭に指摘している。事後に、あれはこうだったと、事実をねじ曲げ、自己を正当化する恥知らずな行為は、6年制担当外しの不当労働行為事件の労働委員会における主張でも、解雇無効確認訴訟でも、法人側が繰り返して使っている手法である。

文科省への虚偽報告という例も数回ある。マスコミでも取り上げられた。一例は、サウンドトラック建設当時、文科省の視察の際に、2階に上がる階段を青いシートで蔽い、視察団の行く手を阻んで隠蔽工作を行ったと言われる件である。

これについて、当時の組合ニュース（第82号）によれば、1997年7月17日の団交の席上で、中川理事が「虚偽報告」の一端を明らかにした。「法学部設置申請時に、スポーツセンターの2階部分の建築費が限度額を越えたので、別会社を設立して支払った。大学施設としてぜひ必要と考え、文科省を『騙した』』というものであった。しかし、団交での説明にも虚偽があった。ウソをウソで塗り固める体質は既に常態化していた。「豪華なサウナ設備などがあった2階部分は学生便覧に記載されなかったので学生のための『大学施設』』とは言い得ない」と同ニュースは指摘している。そして次の7月25日の団交では更に一転、「2階部分は、あくまでも職員の福利厚生施設である」と説明した。流石に「来客専用」とは言えなかったようである。しかし、費用を費や

し、文科省を騙してまで学生の為ではない職員用施設を作るとは呆れた話である。職員と言っても「一握り」の職員の為だったというのが大方の受け止め方だった。学生と職員に開放されたのは、「一握り」の職員が使用しなくなったからではないかと噂されたが、当初の目的が「大学の私物化」と非難され、周囲の理解が得られないことをようやく法人が理解したためであったと思いたい。

呆れたウソの例は尽きないが、最後に現下の解雇無効確認訴訟の中で現れた法人側の白々しいウソと、手の込んだウソ各1例を紹介しよう。

まず、白々しいウソから。証人松村理事は次のように証言した（証人調書48～49ページ）。「そのとき組合さんからの御回答では、役員報酬の金額は幾らだという話がございました。それについては幾らだということをお答えしております。」念を押す再度の質問にも「答えております」と証言している。

何という白々しさ。組合は何度も役員報酬の公開を要求しているが未だかつて明らかにされたことはない。この証言について中川専務理事も団交で、「なぜあのようなことを言ったのか分かりませんが」と、ウソであることと、役員報酬が公開されていないことを認めている。

次に、同じウソをつくなら壮大に。そんな厚顔ささえ感じられる手の込んだウソの話である。河島前学長は陳述書乙第31号証p.40-41で次のように主張している。「敢えて、ここでUNESCOの提唱を掲げ、私どもの選択が正しかったことをご理解いただきたいと思えます。世界には約6000の言語が存在したと言われていますが、現在は約300の言語が残っているに過ぎません。このような現状に鑑み、UNESCOは、世界の文化遺産である言語の教育について次のように提唱しています。『第一に母国語を学ばせる。第二には世界共通語（少なくとも英語はその代表）を学ばせる。そして、第三には近隣の国の言語を学ばせる』・・・」被告法人側はこうして、本学において外国語教育を英語と中国語に特化したことをオーソライズしようとしたのである。これに対して原告側は、「ユネスコの原文を示し」、「典拠を示すべき」と主張したが、被告法人側は一切応じることなく、その後の書面でも何度も同じ文章を繰り返したのである。

しかし、UNESCOの精神を以ってすれば、この「UNESCOの提唱」は理解に苦しむ内容である。そこで原告側がUNESCOに照会したところ、なんと、この「提言」は、「UNESCOの文章（UNESCO document）からの引用ではないことは明らかである」という書面回答を得たのである。あろうことか、大学側は国際機関UNESCOの名を騙り、「提言」を捏造したのである。全く以って、開いた口がふさがらない「大きなウソ」を、平然と、繰り返し、述べているのである。その他の主張も推して知るべし、虚偽欺瞞のオンパレードである。

大学運営に教員の意見が反映されなくなり、教育研究機関としての本来の役割が果たせなくなりつつある・・・そのような状況に危惧の念を抱いた教員有志が学長・学部長の公選制を求めて、教員の8割弱にあたる136名の署名を付けた要望書を北元理事長と久野学長（当時）に提出したのは、1996年2月のことであった。これに対して中川専務理事が真摯に受け止めると述べ、当時の学長も全学教授会での検討を約束した。そして13年を経た2009年。事態は改善されるどころか、批判意見の抹殺を続け、理事会の独断専行が極まり、その上、理事会の経営能力の欠如が露呈してしまった。現状には哀しい実態が重層している。縷々述べた欺瞞体質・虚偽跋扈である。結果、本学は学生を集める魅力を失ってしまっているように見える。本学再生は経営陣の意識改革・刷新にかかっている。